ウ　構造主任担当技術者については、③イ「構造」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ　電気設備主任担当技術者については、③ウ「電気設備」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

オ　機械設備主任担当技術者については、③エ「機械設備」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ　積算主任担当技術者については、③オ「積算」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

※　「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月１日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※　「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

※　告示別添一の１の一及び二、設計の種類による業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない

⑤　管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑥　管理技術者は、一級建築士であること。

⑦　次のアからエまでに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　平成６年４月１日以降に、次のエに示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計（積算分野の主任担当技術者は積算業務）に携わったものに限る。）において、担当する業務分野の設計業務実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

イ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあってはＡの、電気設備主任担当技術者にあってはＢの、機械設備主任担当技術者にあってはＣの項目に該当する実績を有していること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ　管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ　実績要件

Ａ　管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

ａ　建物用途：新築の庁舎・事務所又は類似施設

庁舎とは、国又は地方公共団体の施設で一般事務に供される施設のことをいい、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積の合計面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が、当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものである。

複合用途建築物の延べ床面積は、庁舎・事務所の用途に係る部分がその建物の過半を占めている場合には建物全体の床面積を指すものとし、過半を占めていない場合には庁舎・事務所の用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ床面積を指すものである。

これに付随する共用部分とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。

ｂ　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模：延べ床面積30,000㎡以上

ｄ　階数：地上11階以上かつ地下２階以上

ｅ　上記ａからｄまでは同一業務の実績であること。

ｆ　構造分野の主任担当技術者は上記ｅの実績のほか、構造躯体に制振構造又は免震構造を有する鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の実績（新築、改修いずれも可）があること。（上記ｅと同一業務の実績でなくてもよい。）。

Ｂ　電気設備主任担当技術者

ａ　建物用途：Ａａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積30,000㎡以上

ｃ　階数：地上11階以上

ｄ　工事種目：電灯設備及び火災報知設備

ｅ　上記ａからｄまでは同一業務の実績であること。

Ｃ　機械設備主任担当技術者

ａ　建物用途：Ａａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ面積30,000㎡以上

ｃ　階数：地上11階以上

ｄ　工事種目：空気調和設備及び給排水設備

ｅ　上記ａからｄまでは同一業務の実績であること。

⑧　管理技術者及び各主任担当技術者は、本施設の引渡日までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

⑨　建築主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者の手持業務について、平成22年４月１日以降、実施設計終了までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（耐震診断業務、工事監理業務、設計意図の伝達業務を除く。特定後未契約のものを含む。）が、本件以外３件以下であること。

⑷　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務（改修業務及び解体撤去業務を含む。以下同じ。）を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に携わる建設企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成21・22年度一般競争参加資格のうち「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」の認定をそれぞれ受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、国土交通省（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれアからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点数以上であること。）。

ア　建築工事　1,200点以上

イ　電気設備工事　1,100点以上

ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

③　建設業務を複数の建設企業が、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事を分担して行う場合にあっては、いずれの建設企業においても分担する工事に該当する上記①の認定及び②の経営事項評価点数を満たしているものであること。

④　次のアからエまでのいずれかの実績を有していること。ただし、平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。